

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和5年6月定例会	
議案番号 議案名	議案第7号 松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	日本共産党 うつの史行
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。</p> <p>非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容(抜粋)を掲載いたします。</p> <p>*** 以下 ***</p> <p>本議案は森林環境税の導入やわがまち特例の新設等が主な内容となっておりますが、審査ではとくに森林環境税について指摘したところです。</p> <p>東日本大震災を受けて創設された復興特別税のうち、R5年度をもって期限を迎える復興住民税について、来年度以降は森林環境税と名前を変え住民税均等割に年間1000円の上乗せを継続して徴収するものであります。</p> <p>質疑では、復興住民税の市の税収約1億4500万円を今後は国に納め、代わりに国から配分される森林環境譲与税は年額約5200万円になることが分かりました。</p> <p>つまりこれまで復興に活用してきた市の税収が9300万円も目減りします。</p> <p>他方、5200万円の森林環境譲与税は使い勝手が悪く、これまで配分された譲与税はほとんど積立金となり活用できていません。実質的に市にとっては1億4500万円の減収といえる状態になってしまいました。</p> <p>終了予定だった復興住民税を延長して市民負担を継続するにも拘わらず、国が使いづらい上に減額した財源を配分し、ほとんどが積立金にまわす提案には、にわかには納得することはできません。</p> <p>この森林環境譲与税は30%が人口割で自治体に配分されます。そ</p>

のため、森林面積がゼロの自治体・・・とくに人口の多い都市部では数千万円単位で交付されても、全額が積立金となっている実態もあります。森林を多く保有する自治体が、維持や整備に費用がかかるというのであれば、財源保障機能としての地方交付税の増額で対応することが適当です。森林がない自治体にも配分され活用されない税金をわざわざ新設し、一律に国民負担を継続することに道理はありません。

もともと復興特別税には住民税 1000 円のほかに、復興特別法人税もつくられていました。この特別法人税は 2012 年度から 3 年間、10%の上乗せ増税をするというものでした。ところが同時に法人税減税も行われたために 10%上乗せをしたとしても差引では減税となっていました。

しかもこの復興特別法人税は 3 年間の予定が 1 年前倒しで廃止され、わずか 2 年で終わってしまいました。たとえ 10%上乗せされたとしても法人税は実質減税だったのに、その上乗せすら 1 年前倒しで終了したのです。まさに企業にとっては「減税に次ぐ減税」という結果となりました。この 10 年間、実質的に復興特別税は所得税と住民税という個人の増税でまかなわれてきたのです。

森林環境税は復興を 10 年間支えてきたこの復興住民税を、名前を変えて徴収し続けるものです。

森林環境税導入の目的は「地球温暖化対策として Co2 吸収源としての森林の整備促進のため」とされています。しかし二酸化炭素排出量に占める家庭系の割合は約 15%、産業・運輸・業務・工業・エネルギーなどの事業系が約 85%と大部分を占めています。

ところが、森林環境税には住民税はあっても法人税はありません。復興も市民増税、Co2 削減も市民増税、企業には減税に次ぐ減税というのは不公平にもほどがあるのではないのでしょうか。

こうした問題を孕んだ森林環境税を制度化する本条例改正には賛成できません。